

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の競争的対話(1回目)に関する議題への本回答

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
1	実施契約書(案)	22	第46条第4項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	実施契約書(案)に関する質問への回答No.127で「実施契約書(案)第46条第4項第1号による臨時改定に係る推計期間内における再協議には応じない」とご回答頂きました。もともと、これでは、人口推計値比2%以上の人口減少が生じ、臨時改定を行った後に、更に大幅な人口減少が生じた場合(例えば2%の減少を基礎とする臨時改定を行った後、更に人口減少が進み、最終的に当該人口推計値比で6%の減少が生じた場合など)に、当該人口減少を利用料金に反映できず、不合理な結論になると思われます。そのため、臨時改定後に、更に2%人口減少が生じた場合には再度臨時改定できる建付けをお願いします。	ご指摘の点にあつては、臨時改定時において、「更に継続的に」収入源が予想されるか検討するものであり、その中で、その後の人口減少予測も織り込まれるはずであるため、利用料金設定割合の臨時改定に係る再協議はせず、定期改定での協議を想定している。	
2	実施契約書(案)	22	第46条第4項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「日本の地域別将来推計人口」における市の人口推計値と市全域の人口の実績値との間に2%以上乖離した場合に臨時的に利用料金設定割合の改定協議を行う」とありますが、仮に「市全域の人口」が「人口推計値」よりも2%以上の人口減少が生じているものの、東部処理区内の人口減少が1%だった場合においても、「市全域の人口」と「人口推計値」の乖離に基づき、利用料金設定割合を増額する方向で協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、減額する方向での協議を前提されていますでしょうか。文言上、不明瞭なので確認させてください。 また、2%とされている理由も合わせてご教示ください。	前段:臨時改定は市全域において、2%以上の乖離した場合に協議を可としており、精査の過程で、東部処理区域内の人口の乖離が2%未満であった場合は、利用料金設定割合の増には応じないことがある。東部処理区内の人口が合理的に推計できるような指標があれば、改定の協議において、その指標をもとに協議することを妨げるものではない。 後段:過去の実績値の推移等を踏まえ、今後の変化に係る見通し等を考慮して決定したものである。	
3	実施契約書(案)	23	第46条第5項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「実施契約書(案)に関する質問への回答」No.138において、「不可抗力に起因する需要減少の内容によっては、実施契約書(案)第46条第4項又は第6項の適用があり得る」旨ご回答頂きましたが、需要自体は減少しない場合でも、例えば、不可抗力に基づく操業不能期間が長期に亘ることで運営権者に逸失利益が生じること想定され、これらの逸失利益を全て運営権者の負担としますと、将来の事業継続すら危うくとなると考えられます。そこで、不可抗力により運営権者に逸失利益が生じる場合、実施契約書(案)第46条第6項に基づく利用料金設定割合の改定協議を行って頂けますようお願いいたします。	不可抗力に基づく操業不能期間における逸失利益の程度によっては、事業の安定性という公益的観点から、第46条第6項に基づく利用料金改定協議を可能とする。	
4	実施契約書(案)	23	第46条第6項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「社会経済情勢等の事業環境の変化」が認められる場合には、運営権者からも協議の申入れができるようにご修正ください。この点、「実施契約書(案)に関する質問への回答」No.143で「下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合にのみ、市が例外的に発意する」旨ご回答頂きましたが、公益上改定の必要性があるか否かも、協議の中で議論することで足り、運営権者からの協議の申入れを否定する理由にはならないと考えます。なぜ運営権者からの協議の申入れを認めて頂けないのか理由をご教示ください。また、「市が例外的に発意する」にあたり、具体的なご想定あればご教示ください。	前段:原案のとおりとする。第46条第6項は公益上の観点から改定の協議の要否を判断するものであり、その性質上、最終的には市が判断すべきものであるため。なお、市が協議の申入れの判断を行う過程で、事業者からの意見聴取を行うことは考えられる。 後段:現状で具体的ご想定はない。	
5	実施契約書(案)	24	第49条	流入水量又は流入水質の変動	「実施契約書(案)に関する質問への回答」No.154で「運営権者が通常取りうる予防措置での対応が不可能の範囲は、市の負担を前提に負担方法について協議する」旨ご回答頂きましたが、そもそも要求水準書上、当該予防措置を講じる義務はなく、当該予防措置の範囲で運営権者が増加費用を負担しなければならない理由はないと考えています。改めて、費用が著しく増加した場合には、貴市において増加費用を負担する前提で協議して頂けることを確認させてください。	実施契約書(案)に関する質問回答No.154を、以下のとおり、改める。 「運営権者が通常取りうる対応措置での対応が不可能の範囲は、市の負担を前提に負担方法について協議する」に改める。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
6	実施契約書(案)	24	第49条	流入水量又は流入水質の変動	「実施契約書(案)に関する質問への回答」No.152で「流入水量が著しく変動した場合」は、「過去の流入水量の実績をもとに判断する。」とご回答頂いておりますが、具体的にご想定されている判断基準と過去の実績を活用する理由についてご教示いただけますでしょうか。例えば、実施契約書(案)第46条第4項(1)では「2%」とある一方、本条は「著しく」と定性的であることに加え、過去の実績とどのように対比するかなど、運用面で曖昧さがあると思料致します。	令和2年度よりマンホール蓋を更新しており、不明水量は減少傾向にあるものと考えている。「著しく」について、過年度最大値を用いて定量的な数値を設定することも一案であるが、過去の流入実績を踏まえ、「著しく」に該当するかどうかは、事業者と協議の上、著しく増加したと市が認める場合に、都度判断する。	
7	実施契約書(案)	43	第91条第2項及び第3項	新技術の導入	本項の規定により、運営権者が過度の負担を負い、市又は次期運営権者が過大な利益を無償で享受することになりますので、基本的には本事業終了日をもって知的財産権対象技術の提供を終了することとし、市からの要請があった場合に必要に応じて市と運営権者で将来の利用方法を協議する建付けとして頂けないでしょうか。基本協定書(案)第5条第2項第6号及び別紙第2第7項について同様です。	原案のとおりとする。なお、当該新技術に係る知的財産権を使用したソフトウェアや設備等のメンテナンス料については、市又は市の指定する者の負担とすることを想定している。第2回の競争的対話にて、一般論ではなく、具体的に想定する技術の提示があれば、無償かつ無期限の使用を求める対象となるのか判断の方向性を示すことは可能である。	
8	募集要項	4	第2-1(4)ア	民間資金等の活用	募集要項等に関する個別対話の議題への回答No.5において「プロジェクトファイナンスを前提としている」とのご回答がありますが、実施契約書に関する質問への回答No.38においては、SPCが金融機関から資金調達しない場合の取り扱いについてご回答いただいております。運営権者の資金調達方法についての提案は、利用者にとって最適な資金調達案を提案することが重要であり、プロジェクトファイナンスは金利面の負担が生じる可能性もあることから、必ずしもプロジェクトファイナンスを前提とする必要はなく、応募者の判断に委ねられる理解でよろしいでしょうか。	本事業は、ノンリコースローンとすることにより、下水道事業の独立採算と収支が明確な形となり財政上の健全性が保たれるものと考えているため、プロジェクトファイナンスによるものを前提とする。ただし、運営権者が金融機関等から借り入れをすることを強制するものではなく、本記載は金融機関等から借り入れを行った場合に、収支の健全性を保つために、本事業以外に訴求されないことを目的として記載したものである。このため、融資及び(又は)出資による資金調達手法、並びに調達先について限定するものではない。	
9	募集要項	16	第2-1(14)イ 任意事業	任意事業での連携先企業とのリスク分担等について	(募集要項等に関する個別対話の議題への回答9月24日において、)「実施主体が運営権者又は応募企業、構成員(協力企業を除く)であれば、それ以外の企業と連携することを妨げるものではない。」とされておりますが、例えば、連携先の企業が行った商品販売や提供サービスに瑕疵があり第三者に損害を与えた場合、実施主体者には一切責任が及ばないと考えて宜しいでしょうか。	原則、任意事業における一切の責任は運営権者となるため、連携先の企業の瑕疵や損害であっても同様である。ただし、第三者への損害賠償の主体は、実施主体者と連携先で取り決めることでよい。なお、応募企業、構成員(協力企業を除く)が実施主体となる場合は、あらかじめ運営権者と応募企業、構成員(協力企業を除く)間で契約を締結し、同契約において当該事項のリスクや役割分担を明記しておくことで、運営権者ではなく、実施主体者の責任とすることは可能である。	
10	募集要項	16	第2-1(14)イ 任意事業	任意事業での連携先企業とのリスク分担等について	「運営権者又は応募企業、構成員(協力企業を除く)は、任意事業に係る費用の全てを負担する。」とありますが、任意事業の内容に係るノウハウを有する連携先企業と費用やリスクを分担することは妨げないとの理解で宜しいでしょうか。	費用やリスクを連携先企業と分担することは可能である。ただし、あくまでも任意事業の責任は運営権者、運営権者又は応募企業、構成員(協力企業を除く)が担うものとなる。	
11	募集要項	16	第2-1(14)イ 任意事業	任意事業での連携先企業について	提案書に記載した連携先企業の追加や変更は、必要に応じて任意に行えるとの理解で宜しいでしょうか。	左記認識のとおりで問題ない。	
12	処理場建物内の任意事業利用			処理場建物内の任意事業利用可否	処理場における任意事業用地として、水処理施設の未利用系列や、建物内未利用スペースを活用し事業を実施することは可能でしょうか。	可能である。但し、任意事業として利用する場合は目的外使用となるため、賃料は発生する。また、調整に時間が掛かるため、注意すること。	
13	任意事業用地の土地使用料			任意事業用地の土地使用料の減額	本事業用地を活用した任意事業提案をする場合、使用料が高額なため、事業実施の足かせとなります。地域活性等に有効な事業提案のため、事業に対する貴市からの補填等、実質的に使用料減額となるような仕組みを協議いただけないでしょうか。	三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例に基づき、運営権者を優遇するような土地使用料の減額は想定していない。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
14	募集要領	44	別紙3-2ア 建物使用量の算定	任意事業に伴う建物使用について	任意事業で建物を使用する場合の金額は1㎡当たりの建物使用量の単価×6/100×使用面積+土地使用料=建物年額使用量 との記載がありますが、屋上と建物内両方を使用する場合は、その重複部分については、片方のみ支払いをすればよいという認識でよろしいでしょうか。	左記認識のとおりで問題ない。 例えば、建物1階部分及び直上2階部分の建物を使用する場合、それぞれの建物使用料と重複を除いた土地使用料を賦課するものである。 【例】 1階部:100㎡ 2階部:100㎡ 1階及び2階の重複面積:30㎡ 以上の場合の算出金額は、下記に示す建物使用料と土地使用料の合計となる。 建物使用料=(1階部使用面積+2階部使用面積)×(1㎡当たりの建物使用量の単価)=200㎡×(1㎡当たりの建物使用量の単価) 土地使用料=[(1階部使用面積+2階部使用面積)-(1階及び2階の重複面積)]×(1㎡当たりの建物使用量の単価)=170㎡×(1㎡当たりの建物使用量の単価)	
15	募集要領	16	第2-1(14)イ 任意事業	任意事業で導入する電気設備の電力使用料金について	構成企業が任意事業を行う場合に、任意事業で使用する電気については、既設処理場の電気設備から一部を分岐し、電力量計を取り付けて使用電力量分を清算する形でよろしいでしょうか。	左記認識のとおりで問題ない。	
16	募集要領	15	第2-1(13)	改築費用について	改築に係る予定価格の算定に当たり、機械工事については『平成29年度三浦市公共下水道事業コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託報告書』P160にある通り、過去の新設工事の実績から工事倍率を設定されていますが、改築工事における既設設備の撤去工事費の考え方についてご教示下さい。	過去の改築工事の実績が無いことから、工事倍率は新設工事の実績から算出した数値を使用している。 なお、メーカー各社より撤去費を含めた改築工事費の見積もりから、工事倍率を算出し、新設工事の実績から算出した工事倍率と概ね差異が無いことを確認している。 そのため、改築工事費において、既設設備の撤去工事費のみ切り分けた考え方は無い。	
17	要求水準書	14	第3-1(2)改築計画の見直しに関する要求	第1期改築計画の見直しについて	「第1期については、市が作成した第1期改築計画を前提とし」とありますが、第2期実施予定の改築工事に係る実施設計として2024年度に計画されているものは見直しが可能と考えてよろしいでしょうか。	先ず、2024年度の計画とは、当該年度に行う設計のものを指しているのか当該年度に行う工事のものを指しているのかにより回答が異なるものとなる。 当該言及の意図が、2024年度に行う設計そのもののことを指しているのであれば、当該工事は2025年度(R7)(第2期の範疇)のものとなるので、所与として可能なものとなる。 これに対し、2024年度(R6)に行う工事に関する設計(2023年度(R5)に行われることが想定される。)であるならば、市の年度内負担の上昇が無いことを前提とし、国交付金年度要望額や社会資本総合整備計画に定める金額の範囲内であり、かつ、変更協議に十分な時間を確保できる場合、市は第1期改築計画内の変更に応じる。	
18	要求水準書	64	別紙4 表B4-1	改築資産の実施時期について	表に記載の改築資産は、2022年度までに予定通り更新されるものと考えてよろしいでしょうか。	下記の令和3年度実施予定の工事については、取り止めた。 ・東部 管理本管 建具(外部) ・東部 汚泥処理棟 外装 ・東部 汚泥処理棟 建具(外部) なお、上記業務は、耐震化と併せ別途市が発注することを予定している。このため、当該工事については、本コンセッション業務の範疇からは除外する。	
19	要求水準書	66	別紙4	改築工事の実施時期について	「中期構想(機械・電気)参考」にあるように、1つの工事を異なる計画期にまたがって行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	左記認識のとおりで問題ない。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
20	要求水準書	66	別紙4	改築工事内容について	「中期構想(機械・電気)参考」にある「部品交換」及び「保守」について、想定されている内容をご教示下さい。	「部品交換」については、閲覧資料No.235の6-15に示すとおり、主機の機器費の30%を部品交換費として設定しており、具体的な箇所を示しているものではない。 「保守」とは、改築工事等の特段の業務を想定するものではなく、ダウンサイジングに伴い使用しなくなった施設を残置することである。	「部品交換」については、閲覧資料No.235の6-15に示すとおり、主機の機器費の30%を部品交換費として設定しており、具体的な箇所を示しているものではない。 表B4-3内のNo.3汚水ポンプユニットの欄に記載した「保守」については、改築工事等の特段の業務を想定するものではなく、ダウンサイジングに伴い使用しなくなった施設を残置することを意図し記載したものである。 なお、本記載については、応募者の競争の公平性に影響を及ぼすものではないことから、実施契約締結時に市及び運営権者合意のうえ、より適した表現として「残置」等への修正を予定している。
21	実施契約書(案)	4	第11条第1項	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	「実施契約書(案)に関する質問への回答」No. 14の回答で、「本事業用地について瑕疵が発見された場合…実施契約書(案)第11条第3項が準用されるものとする。」とご回答頂きましたが、運営権者における調査及び診断が困難であるか否かにかかわらず、本事業用地の瑕疵並びに当該瑕疵に起因する運営権者の増加費用及び損害は、全て貴市でご負担頂けますでしょうか。 本事業用地は運営権設定対象施設ではなく、運営権者が調査及び診断をすることは想定されていない理解であり、調査及び診断の容易性を基準とすることは合理的でないと考えています。	本事業用地の巡視範囲において、表面的で確認が容易な瑕疵については除外される点を明確にするため、調査及び診断の容易性を含めて基準としたものである。	
22	実施契約書(案)	4	第11条第1項	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	「実施契約書(案)に関する質問への回答」No. 20の回答に関連しますが、事業開始日までに経年劣化が発見され、当該経年劣化を事業開始日まで放置すると要求水準を維持できないといった場合には、貴市の費用負担で、本事業開始日までに当該経年劣化を修補して頂けますでしょうか。貴市に修補して頂けない場合、事業開始と同時に要求水準違反が発生し、不合理な結論になると考えています。	経年劣化は、瑕疵に含まない。	
23	実施契約書(案)	4	第11条第1項	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	運営権設定対象施設の瑕疵に起因する道路の陥没については、管路等の修繕費に限らず、道路補修費用などを含めて瑕疵修補請求の対象となることですが(「実施契約書(案)に関する質問への回答」No. 18,19)、そこでいう「瑕疵」には、実施契約(案)第11条第3項に定める瑕疵も含まれ、瑕疵担保期間経過後であっても、瑕疵修補請求の対象になる理解でよろしいでしょうか。 なお、運営権設定対象施設とは無関係の事由で道路の陥没等が生じた場合、貴市の道路の維持管理に起因するものであり、当該陥没の修補等については、全て貴市負担という理解です。	前段:当該瑕疵が第11条第3項に該当する場合、お見込みのとおり。 後段:お見込みのとおり。ただし、原因者が特定できる場合は、原因者の負担となる。	
24	実施契約書(案)	5	第11条第4項	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	実施契約書(案)に関する質問への回答」No. 35の回答に関し、貴市の情報等の瑕疵に起因して、運営権者に実施契約上の義務違反が生じた場合、運営権者において当該義務違反を回避することは不可能です。そのため、貴市の情報等の瑕疵に起因して、運営権者に実施契約上の義務違反が生じた場合には、生じる影響の程度や期間にかかわらず、運営権者は実施契約上の義務違反の責任を負わない建付けとさせていただきます。	原案のとおりとする。なお、当該瑕疵の運営権者による本事業の運営への悪影響の重大性については、運営権者の申し出に係る根拠の客観性と説明の合理性で評価する。	
25	実施契約書(案)	10	第23条	第23条に定める工事の対象等	実施契約書(案)に関する質問への回答」No. 50の回答で「工事に起因する運営権者費用の増加が無いよう、市は運営権者と協議を行う」旨ご回答頂きましたが、貴市との協議を経ても、本事業の中断等によって運営権者に損害又は増加費用が発生する可能性は否定できないと思います。そのような損害又は増加費用については、貴市の負担となる理解でよろしいでしょうか。	運営権者が市との協議を踏まえて合理的な調整を行ってもなお発生する損害又は増加費用については、市において負担することを想定している。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
26	実施契約書(案)	12	第27条	要求水準の変更等	法令等の変更に伴う要求水準の変更によって運営権者に生じた著しい増加費用については、第46条第5項1号に基づき、利用料金設定割合の改定が行われる理解でよろしいでしょうか。	法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増加した場合、第46条第5項1号に基づき、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことを想定している。なお、特定法令等変更又は特定条例等変更による場合は、第27条但書のとおり、第37条、第38条、第51条及び第52条の規定に従う。	
27	実施契約書(案)	12	第28条	市による工事	「実施契約書(案)」に関する質問への回答No. 68の回答に関連して、念のためですが、公共下水道の施設に係る工事に起因する「要求水準の一方的な変更」によって運営権者に増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は損害は貴市の行為によって生じたものですので、貴市の負担となる理解でよろしいでしょうか。 なお、要求水準の一方的な変更によって、「主たる事業の変更」があった場合には、別途、第46条第5項3号に基づく利用料金設定割合の改定協議の対象にもなる理解です。	お見込みのとおり。	
28	実施契約書(案)	15	第33条第3項	市単独事業の対象範囲	「市単独事業の対象とならない改築・増築」とは具体的にどのような改築・増築でしょうか。ご教えてください。	想定はない。	
29	実施契約書(案)	17	第34条第4項	国の予算の配分額との相違等	運営権者は、これに異議を述べないとありますが、単年度改築業務の内容の変更にあたっては、貴市との協議を通じて、運営権者の意向をできる限り反映していただける理解でよろしいでしょうか。	協議により双方の意向を踏まえた変更となる。	
30	実施契約書(案)	17	第34条第4項	国の予算の配分額との相違等	改築に係る国交付金の要望額よりも国の予算配分額が少なくなったことにより提案時に計画していた改築ができなくなり、事業収支の悪化が見込まれる場合(コスト削減効果が見込めなくなる等)は、第46条第5項3号に基づき、利用料金設定割合の改定が行われる理解でよろしいでしょうか。	当該場合、その原因に応じて、第46条第5項第1号又は第3号に基づき、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことを想定している。	
31	実施契約書(案)	17	第34条第4項	国の予算の配分額との相違等	「実施契約書(案)」に関する質問への回答No. 87の回答で、改築業務の内容を国交付金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とすることにより、当該改築業務の内容が要求水準を満たさないこととなる場合、国交付金の予算配分や市の単費の負担状況に合わせて協議の上対応する旨ご回答頂きましたが、基本的に貴市の費用負担で最低限要求水準を満たす内容までの改築を行う前提でご協議を頂ける理解でよろしいでしょうか。	最低限要求水準を満たす内容について、協議することとする。	
32	実施契約書(案)	18	第37条	工期の変更	工期変更ができる場合として、「市の責めに帰すべき事由がある場合」と「施工上やむを得ない場合」を追加して頂けますでしょうか。例えば、第37条第1項に基づき、貴市の帰責性に起因する工期変更の必要性を貴市に報告した場合であっても、第2項によれば、貴市と協議すらできないこととなり、第1項で報告した意義が没却されるためです。	原案のとおりとする。なお、第37条第2項は、ご指摘の場合における市と運営権者との間の工期の変更に関する協議を妨げるものではない。	
33	実施契約書(案)	18	第37条第3項	工期の変更	市は、新しい工期を合理的に定めるものとし、運営権者はこれに異議を述べないとありますが、工期の変更にあたっては、貴市との協議を通じて、運営権者の意向をできる限り反映していただける理解でよろしいでしょうか。	協議により双方の意向を踏まえた変更となる。	
34	実施契約書(案)	19	第38条第7項	単年度対象改築業務に関わる増加費用及び損害	運営権者は、これに異議を述べないとありますが、改築業務の見直しや増加費用等の負担の決定にあたっては、貴市との協議を通じて、運営権者の意向をできる限り反映していただける理解でよろしいでしょうか。	改築を行わなかったことによる修繕費の増の補填は想定しているが、協議により双方の意向を踏まえた変更となる。	
35	実施契約書(案)	22	第44条の2	増築に係る企画、調整、実施に関する業務等	「実施契約書(案)」に関する質問への回答No. 113でご回答のとおり、増築された管路施設は運営権設定対象施設に含まれるとしますと、増築された管路施設に係る維持管理コストの増加分を利用料金に反映する仕組みが必要になるものと存じます。そこで、そのような仕組みを追記して頂けますようお願いいたします。	増築された管路施設に係る維持管理コストが著しく増加した場合、第46条第5項第3号に基づき、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことを想定している。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
36	実施契約書(案)	22	第46条第3項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	使用料等及び利用料金設定割合の改定に係る協議においては、運営権者の提案内容を最大限尊重して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	協議により双方の意向を踏まえた変更となる。	
37	実施契約書(案)	22	第46条第4項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「実施契約書(案)」に関する質問への回答「No. 129のご回答に関し、震災などの不可抗力その他運営権者の責めに帰すことのできない事由により、急激な需要減少が生じた場合、原則として第46条第6項に基づく利用料金設定割合の改定が行われる理解で宜しいでしょうか。」	市は、急激な需要減少の原因や程度等諸般の事情を勘案の上、第46条第6項に基づき、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れ、利用料金設定割合の改定を行う場合がある。	
38	実施契約書(案)	22	第46条第4項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合」とありますが、実施契約書に定める一定の基準値を超えた場合は運営権者の負担が増えることを意味しますので、当該箇所は削除いただけますようお願いいたします。	原案のとおりとする。	
39	実施契約書(案)	23	第46条第5項	提案した改築が実施できない場合の措置	市側の事由で要求水準の内容や改築業務の内容が変更された結果、運営権者に著しい増加費用が生じた場合には、第46条5項3号の「市側の事由による主たる事業又は附帯提案事業の内容の変更」に該当し、利用料金設定割合の改定が行われる理解で宜しいでしょうか。	市側の事由による主たる事業又は附帯提案事業の内容の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増加した場合、第46条第5項第3号に基づき、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことを想定している。	
40	実施契約書(案)	23	第47条第1項	接続率の向上	運営権設定以降の接続率向上のための活動における市と運営権者との役割や責任分担等について、市の考え方を教えてください。	要求水準書(案)11頁10(3)アに記載のとおりであり、具体については提案を求めるものである。なお、三浦市では、下水道の日に、ティッシュや絆創膏の配布と合わせて、下水道接続促進を周知している。広報活動を行うにあたって、運営権者が作成したチラシに基づき、市の広報紙やホームページ掲載等を市が行うことも可とする。	
41	実施契約書(案)	23	第47条第1項	事業開始時及び事業終了時の利用料金支払い	事業開始年度の最初の利用料金の支払い時期及び事業終了最終月の利用料金の支払い時期は、それぞれ何月になるでしょうか。ご教えてください。	徴収月から2か月遅れでの支払いを想定している。例えば、4、5月徴収分の利用料金は、7月頃の支払いとなる。	
42	実施契約書(案)	23	第47条第1項	利用料金収受代行業務委託料	「実施契約書(案)」に関する質問への回答「No. 288でご回答いただいた条件を「別紙10 利用料金収受代行業務委託契約」の別紙に記載の算式に当てはめると、「2,568,750円×利用料金設定割合」となりますが、この理解でお間違いないでしょうか。」	水道料金の徴収に係る事務費を水道料金の調定件数で割ることにより得られた単価(約800円)と下水道使用料を賦課した件数(約39,000件)をかけて出た金額を、上下水道で按分(1/2)した金額をご指摘の数字となる。運営権者は、この金額に利用料金設定割合をかけた金額を負担することとなる。なお、実施契約書(案)別紙10の委託料算定表における「下水道件数(水道使用分)」とは、実施契約書(案)に関する質問への回答No.288の「年間調定件数」を指すものである。	
43	実施契約書(案)	25	第51条第3項	法令等の変更	運営権者は、これに異議を述べないとありますが、単年度改築業務の内容の変更にあたっては、貴市との協議を通じて、運営権者の意向をできる限り反映していただける理解でよろしいでしょうか。	協議により双方の意向を踏まえた変更となる。	
44	実施契約書(案)	25	第52条	法令等の変更による増加費用・損害の扱い	法令等の変更により運営権者に増加費用または損害が生じた場合、運営権者が当該増加費用または損害を負担するものとすると思いますが、法令変更は運営権者にはコントロールすることができないため、市側の負担としていただけますようお願いいたします。他の自治体PFI事業においても、条例変更と法令変更を区別することなく、一定の法令変更による費用負担について官側で負担する整理が一般的である理解です。	原案のとおりとする。なお、当該法令変更が要求水準に影響する場合は、第46条第5項1号に基づき、市と運営権者が利用料金設定割合の改定について、協議を行うことができるとしている。	
45	実施契約書(案)	25	第52条	法令等の変更による増加費用・損害の扱い	第52条1項の規定にかかわらず、法令等の変更によって主たる事業の内容の変更が生じ、運営権者に著しい増加費用が生じた場合、第46条第5項1号に基づき、利用料金設定割合の改定協議を行うことができる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
46	実施契約書(案)	25	第52条	法令等の変更による増加費用・損害の扱い	特定条例等変更は、いわば運営権者を狙撃にする条例等の変更が想定されているものであり、これによって生じた増加費用の負担主体について協議の余地はないと考えます。したがって、特定条例等変更については、貴市が負担する旨明確化して頂きますでしょうか。	原案のとおりとする。なお、第52条第1項但書に基づく協議においては、基本的に市負担を前提に協議を行うことを想定している。	
47	実施契約書(案)	26	第54条第1項	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	第54条第1項に従えば、運営権者負担となる、不可抗力に起因する施設の修繕費や逸失利益が生じた場合であっても、実施契約書(案)第46条第6項に基づき、利用料金設定割合の改定協議を行って頂ける理解でよろしいでしょうか。	当該事情が、下水道事業全体の公益上、改定の必要性を惹起するものである場合、市は、第46条第6項に基づき、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることを想定している。	
48	実施契約書(案)	27	第56条第3項	第三者に及ぼした損害	第56条第3項では「要求水準に従って本事業を行っても避けることが出来ないもの」については、貴市の帰責性にかかわらず、貴市が責任を負うとされていますので、ここには以下が含まれ得ることを確認させていただきます。 ・管路の溢水や破損による噴出等に起因する近隣住民補償などの第三者損害 ・道路陥没に起因する近隣住民補償や道路の修繕・復旧費用	ご指摘の事象が、運営権者において要求水準に従って本事業を行っても避けることができなかった場合に該当するときは、お見込みのとおり。	
49	実施契約書(案)	32	第67条第2項	事業期間	運営権者がコントロールできない事象により収益機会を喪失するケースとして、本条第2項第1号乃至第3号に加えて法令等の変更・政策変更が一般的に想定されますので、追記頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとする。	
50	実施契約書(案)	34	第71条	瑕疵に関する責任	第11条第4項では、情報等の瑕疵について、「当該瑕疵が運営権者による本事業の運営に重大な悪影響を与える場合に限り」貴市が責任を負うとされている一方、第71条では、そのような限定がなく、片務的な内容になっています。そこで、第71条においても、同様の限定文言を追加して頂きますでしょうか。	原案のとおりとする。	
51	実施契約書(案)	37	第77条	特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除	特定条例等変更によって本事業の継続が不可能となった場合に、貴市に解除権が認められていますが、これでは、貴市が本事業の継続を不可能にする条例を自ら制定することで本契約を自由に解除できることとなり、明らかに不合理です。そこで、特定条例等変更については、運営権者のみが解除権を有する形に変更してください。	原案のとおりとする。なお、条例は議会の議決により制定されるものであり、市の意向により自ら制定するものではない。	
52	実施契約書(案)	38	第80条第3項	本事業開始日後の解除又は終了の効果	業務についての協力に関して生じた費用は、その解除事由が運営権者の責めに帰すべき事由でない限りは、市又は市の指定する者に負担して頂ける理解でよろしいでしょうか。	基本的には運営権者の費用負担による事業引継の範囲に含まれることを想定しているが、当該範囲を超えて協力を求める場合、合理的な範囲で負担する。	
53	実施契約書(案)	40	第84条第2項	運営権取消等及び損失の負担—特定法令等変更又は特定条例等変更による解除	特定条例等変更に基づく実施契約の解除は、明らかに貴市側の事由に起因する契約解除であることから、運営権者に生じた損失の負担の主体について協議の余地はないと考えています。したがって、他のコンセッション案件と同様、全て貴市の負担として頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとする。なお、条例は議会の議決により制定されるものであり、市の意向により自ら制定するものではない。	
54	実施契約書(案)	43	第91条第2項及び第3項	新技術の導入	「主たる事業又は附帯提案事業に導入」とありますが、具体的にどのような場合に「導入」と判断されるのか、その判断基準をご教示ください。基本協定書(案)第5条第2項第6号及び同別紙2第7項について同様です。	運営権者において本事業期間中運営してきた主たる事業又は附帯提案事業につき、本契約終了後も同等のレベルで運営を継続するために、当該技術が必要となるか否かを基準に市は判断する。	
55	実施契約書(案)	43	第92条第1項	協議会の設置	「実施契約書(案)」に関する質問への回答No.257では、「当該協議会の詳細については、運営権者との協議のうえ定める」旨ご回答頂いておりますが、当該運営権者との協議においては、運営権者の提案内容を最大限尊重して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	協議により双方の意向を踏まえて詳細を定める。	
56	実施契約書(案)	64	別紙3-3	運営権者が締結する協定等	実施方針に関する質問への回答No.37で優先交渉権者選定後の公表を想定されているとご回答いただいておりますが、審査書類提出にあたって考慮すべき事項があるかどうか検討したく存じますので、早めの公表を希望致します。	現在市が締結しており、運営権者が今後継承する形で締結する協定は、追加閲覧資料No.244のみである。追加がある場合は、早期に公表する。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
57	SPC本店・事務所			SPC本店・事務所	実施方針に関する質問への回答No.168他において、東部浄化センター内へのSPC本店登記及び事務所設置は、「管理上問題なければ可能とする。」とご回答いただいておりますが、原則可能との理解でよろしいでしょうか。また、具体的に利用可能な場所についてご開示ください。なお、賃料については、運営上必ず必要になることから無償という理解でよろしいでしょうか。	管理上問題なければ可能とする。会社の登記については、関係法令に基づき行うこと。賃料については、発生しないという理解でよい。	
58	保険			保険	募集要項等に関する個別対話の議題への回答No.52では、貴市は「全国市有物件災害共済会の火災保険に加入し、運営開始後も加入する」とご回答いただいております。運営権者に残るリスクを精査する目的で、当該保険の具体的な付保内容をご開示いただけますでしょうか。	全国市有物件災害共済会の火災保険及び下水道協会の下水道損害賠償保険に現在加入している。事業期間中も市は火災保険を継続する。また、火災保険については、東部浄化センターと金田中継センターの建物及び機器が対象となっている。なお、詳細については、閲覧資料リストNo.283の「建物総合損害共済委託申込承認細書」を確認すること。	
59	提案審査書類		様式18	実施体制、別紙の根拠資料	根拠資料は別紙に続いて綴じこむべきでしょうか。また枚数が多くなると想定され、両面、縮小貼り付け等を認めてください。なお根拠資料は最大15枚まで認められている参考資料とは別の理解です。	左記認識のとおりで問題ない。	
60	優先交渉権者選定基準		別表1	評価項目と評価の視点及び配点	維持管理全般で溢水など、住民への影響度を回避するためありますが、溢水以外になにか具体的な影響を及ぼす事象があったのでしょうか。	市道のマンホール蓋のがたつきがあった。	
61	優先交渉権者選定基準			任意事業	「三浦市への効用が発揮される」任意事業提案は、「環境負荷低減等」の「等」に含まれ、評価の対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。	
62	計画全般			計画汚水量設定の考え方	現在の流入汚水量は雨天時浸入水の影響を受けていますが、計画汚水量は、雨天時浸入水を含まずに設定する考えです。(ただし、地下水量は見込む。)	お見込みのとおり。 「下水道施設計画・設計指針と解説 -2019年度版-」に従い、計画汚水量及び雨天時計画汚水量を設定することで問題ない。 雨天時浸入水量の設定にあたっては、発生源対策等と合わせて協議を行い、値を決定すること。	
63	要求水準書(案)について			要求水準上処理すべき汚水量	要求水準上処理すべき汚水量の上限は計画汚水量であり、施設能力は計画汚水量見合いで決定することで差し支えないことを確認させていただきます。 なお、過去の会計検査において、雨天時浸入水を含む汚水量に基づき施設を建設したことが指摘され、改善要求されていることを申し添えます。 https://report.jbaudit.go.jp/org/h23/2011-h23-0606-0.htm	お見込みのとおり。	
64	要求水準書(案)について			水処理設備の点検・調査時の対応	汚泥掻寄機、散気装置を点検・調査する際には池を空にする必要がありますが、この間の放流水質が要求水準で定められた水質基準値を満足しない場合については要求水準未達とはならないことを確認させていただきます。	全ての池を空にする必要はないため、点検・調査時であっても要求水準で定めた水質基準値を満足させること。	
65	要求水準書(案)について			雨天時放流水質の扱い	豪雨により計画汚水量を上回る流入があった場合、雨天時浸入水の影響を受けている間の放流水質が要求水準で定められた水質基準値を満足しなくとも要求水準未達には当たらないことを確認させていただきます。	ご指摘の豪雨に係る事象は、「モニタリング基本計画書 表4-1欄外」に記載している、「※上記事象が生じた場合であっても、運営権者がコントロールし得ない事由によるもので、本事業における影響度が軽微なものについては、措置の対象から除く。」にあたるものであり、運営権者による出来得る限りの措置を講じ、水質改善が図られることを前提とした上で、要求水準未達の対象から除外する。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
66	要求水準書(案)について			雨天時流入量の扱い	豪雨時等に計画汚水量を著しく上回る流入がある場合には、放流水質が要求水準で定められた水質基準値を満足しなくとも要求水準未達には当たらないことを確認させてください。	ご指摘の豪雨に係る事象は、「モニタリング基本計画書 表4-1欄外」に記載している。「※上記事象が生じた場合であっても、運営権者がコントロールし得ない事由によるもので、本事業における影響度が軽微なものについては、措置の対象から除く。」にあたるものであり、運営権者による出来得限りの措置を講じ、水質改善が図られることを前提とした上で、要求水準未達の対象から除外する。	
67	雨天時浸入水の処理			雨天時浸入水の処理	交付対象であることを前提に、「下水道施設計画・設計指針と解説 - 2019年度版-」に従い水処理施設を整備する場合、一次処理放流の発生を避けられません。この点、貴市として受け入れ可能か否かご見解を伺います。	市が想定するダウンサイジングについては、運用実態と合わせて各種改築計画の見直しを可としている。但し、過年度の雨天時侵入水の上昇に伴う対応と比較し、一次処理放流等、異例となる措置の発生が、やむを得ない理由もなく有意に増加しないこと。	
68	ダウンサイズ			雨天時浸入水の対策施設	交付対象であることを前提に、「下水道施設計画・設計指針と解説 - 2019年度版-」に従い水処理施設を整備する場合、一次処理放流の発生を避けられません。その対策の実施を本事業内で考えています。運営権者の提案に基づく対策を、様式集「様式31(7)改築費削減額(自動計算)」にて設定されている上限額とは別に、貴市のご負担で設計、建設いただくことは可能でしょうか。	市が想定するダウンサイジングについては、運用実態と合わせて各種改築計画の見直しを可としている。但し、過年度の雨天時侵入水の上昇に伴う対応と比較し、一次処理放流等、異例となる措置の発生が、やむを得ない理由もなく有意に増加しないこと。雨対策の提案を行う場合であっても、「様式31(7)改築費削減額(自動計算)」にて設定されている年度上限額を超えない範囲とし、市単独費の増加が生じないよう最大限努力すること。	
69	雨天時浸入水対策			発生源対策について	雨天時浸入水対策の発生源対策については、貴市において別途対応(改築費以外の市の負担)されるという理解でよろしいでしょうか。	大規模な発生源対策等の予定は現在のところなく、本事業には含まれていない。事業者の開発協議における雨水流出抑制対策や各家庭の雨水浸透樹の設置指導は、市が行う。	
70	水質の要求水準未達			放流水質の要求水準未達の判断基準	放流水質の要求水準達成状況は、運営権者が行う放流水質検査(要求水準書(案)第6の1(3)イ)の結果により判断されるという理解でよろしいでしょうか。 放流水質基準未達とする判断基準の詳細プロセスをお示しください。	通常の運用においては、左記認識のとおりで問題ないが、住民等の苦情など何らかの理由により、市等が必要と判断した場合に実施する検査もこれに当たる。 なお、試験項目は、要求水準書(案)第6の1(3)イ「放流水質検査」及び第6の4(2)ア(イ)「水質試験」に記載しており、下記のとおり修正を図る。 【第6の1(3)イ 放流水質検査】 運営権者は、放流水質基準が満たされていることを確認するため、以下の検査等を行うこと。 ・法定点検とは別に、運営権者が定めた項目及び頻度で試験を実施し、放流水質が表4-1に示す要求水準を満たしていることを確認すること。 【第6の4(2)ア(イ) 水質試験】 bの水質試験については、表4-1に示す要求水準を満たすよう運営権者自らが試験項目及び頻度を定め、達成の確認をすること。 cについては、表4-1に示す項目について、常時水質監視を行うこと。 a 法定試験(放流水) b 施設管理のための水質試験 c 水質監視(流入水及び放流先)	
71	要求水準書(案)について			管きよの改築、修繕、点検、調査、監視等の実施数量	要求水準書(案)に記載の想定数量(期間全体)を超過する場合には、超過分の費用負担について、貴市と協議可能という理解でよろしいでしょうか。地下埋設物である污水管きよについては、不明な点が多く、現時点で実施数量を確定することは不合理ではないでしょうか。	お見込みのとおり。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
72	改築計画の提案			第1期改築工事内容の変更	12月17日付の要求水準書(案)への質問回答で受け入れない旨のご回答を頂いておりますが、その理由をご教示ください。	時間的な制約から、市が作成した第1期改築計画を前提としている。 なお、当該期内での実施スケジュールの圧縮などは、第1期間における費用の増加などがない限り可能である。また、予算の余剰が生じた場合には当該余剰分を用い、別の設備を設置させることは可能である。但し、市の年度内負担の上昇が無いこと、社会資本整備計画の現申請内容と異なる設備を設置する場合を含め、国庫補助金の再申請スケジュールに間に合うことが前提となる。	
73	改築計画の提案			第1期改築工事内容の変更	事業期間中の効率化をできるだけ早期に実現するため、現在進行中の第1期改築計画の変更提案も受け入れていただけないでしょうか。	変更提案内容について、下記の4点が実現可能であれば、当初市が想定した工事内容の変更は可能と思われる。 ①ストックマネジメント計画の変更 ②社会資本総合整備計画の変更 ③社会資本整備総合交付金の再申請受理 ④令和4年度に市が発注する設計業務への反映	
74	改築計画の提案			一般機器の改築	新技術に該当しないポンプ等の一般機器を改築するにあたっては、他都市のPFIやDBO事業と同様に日本下水道事業団仕様に限定されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。 なお、その場合でも要求水準書p29(2)交付金交付要項等に適合することを前提としています。	お見込みのとおり。	
75	改築計画の提案			改築更新予算平準化(期ごとの上限額)条件について	省エネ化の早期実現にはある程度初期に集中的に投資することが有効であり、LCC削減の面からも重要であると考えます。改築期間ごとの改築費上限額を超えるような提案も受け入れていただけないでしょうか。	年度の市財政負担を圧迫するため、改築時期毎の改築上限額を超える提案は認められない。	
76	要求水準書	14	第3-1(2)改築計画の見直しに関する要求	第1期の改築計画の見直しについて	改築計画について、『市が作成した第1期改築計画を前提とし、』と記載がありますが、中には複数年工事を単年度に短縮可能であったり、金額の縮減が可能であったりする工事があります。どこまでの変更が可能かご教示ください。	時間的な制約から、市が作成した第1期改築計画を前提としているもの。 市の年度内負担の上昇が無いことを前提とし、国交付金年度要望額や社会資本総合整備計画に定める金額の範囲内であり、かつ、変更協議に十分な時間を確保できる場合、市は第1期改築計画内の変更に応じる。	
77	要求水準書	14	第3-1(2)改築計画の見直しに関する要求	第1期の改築計画の見直しについて	改築計画について、『市が作成した第1期改築計画を前提とし、』と記載がありますが、第1期(2年間)の総額を超過しない範囲で第2期以降に予定されている改築分を第1期に前倒して実施することは可能でしょうか。補助事業申請手続の関係で令和5年度よりも令和6年度の方が、調整余地がある等の情報がありましたらご教示頂けると幸いです。	市の年度内負担の上昇が無いことを前提とし、国交付金年度要望額や社会資本総合整備計画に定める金額の範囲内であり、かつ、変更協議に十分な時間を確保できる場合、市は第1期改築計画内の変更に応じる。	
78	要求水準書	14	第3-1(2)改築計画の見直しに関する要求	第1期の改築計画の見直しについて	改築計画について、『市が作成した第1期改築計画を前提とし、』と記載がありますが、事業契約前の貴市が行った第1期改築対象設備の実施設計を前提としたうえで、改築時期を第2期以降へ先送りすることは可能でしょうか。先送りする場合には、品質が十分に担保できるだけの点検または修繕を実施いたします。	市の年度内負担の上昇が無いことを前提とし、国交付金年度要望額や社会資本総合整備計画に定める金額の範囲内であり、かつ、変更協議に十分な時間を確保できる場合、市は第1期改築計画内の変更に応じる。	
79	要求水準書	14	第3-1(2)改築計画の見直しに関する要求	延命化による改築から修繕への組み換えの是非について	貴市が計画されている改築項目を、延命化(修繕対応)措置を講ずることを条件に、改築を先送り若しくは事業期間中に実施しないという計画見直しは可能でしょうか。	お見込みのとおり。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
80	要求水準書	14	第3-1(2)改築計画の見直しに関する要求	機械設備ユニットに紐づく電気設備の改築計画について	貴市の改築計画ではユニット単位に設備群をまとめておられますが、貴市公開のストマネ資料を拝見しますと、機械ユニットに紐づく電気設備の金額が含まれていないようにお見受けします。この点について、どういった理由で電気設備を改築不要としたかご教示頂けるでしょうか。『平成29年度三浦市公共下水道事業コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託報告書』の6-22頁には電気設備分の係数として1.4倍を見ておりますが、ストマネの機械設備の金額にはこの電気設備の係数が掛けられていないようです。	各社ヒアリングの結果、機器製作費のみを聞き取れた社については、電気設備の係数(電気倍率)及び機械工事費倍率を用いて、ユニット工事費を算出している。機器製作費及び電気設備費を聞き取れた社については、機器工事費倍率を用いて、ユニット工事費を算出しており、以下の式を用い算出している。 ①ユニット工事費=機器製作費×(1+電気倍率)×機械工事費倍率 ②ユニット工事費=(機器製作費+電気設備費)×機械工事費倍率	
81	要求水準書(案)について			処理すべき流入水量について	流入水量に関する要求水準が示されていません。処理すべき流入水量は事業収支に影響するため、事業収支算定の基礎となる年間想定流入水量(20年間分)を貴市は提示すべきと考えます。提示がない現状では、人口推計をベースに応募者毎に推計することになるため、事業収支の算定根拠は応募者毎に異なり、貴市も収支の評価は一樣には判断できないと考えます。流入水量や人口については、貴市がリスクを負うことが原則と考えます。	市は、既に開示資料No.235「平成29年度三浦市公共下水道事業 コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託 報告書 ストックマネジメント実施方針(ポンプ場・終末処理場)」の「1概要版」147ページにて、年間の計画水量を開示しており、当該資料等をもとに応募者自らが、処理すべき水量を推計することを、提案にて求めるものである。評価に当たっては、単に市の推計と乖離が少ない等によるものではなく、提案された内容がより合理的に精緻に推計されたものであるかの視点に基づき評価するものとなる。また、当該評価は、「優先交渉権者選定基準 別表1」の事業計画に該当するものであり、評価の視点としては、「今後、事業実施に当たり経営状況を勘案し、適切な改善が図れる仕組みとなっているか。」に該当するものと考えている。	
82	募集要項	7	第2-1(9)ア(ウ)処理場・ポンプ場及び管路施設の改築(14)ア(イ)各種計画支援に関する業務	下水道革新的技術実証事業について	募集要項に対する質問に対して、「実証フィールドとしての提供は附帯事業にはならない」とのご回答を頂いております。実証事業により、本設を代替実施することを主たる事業としていただくことは可能でしょうか。	提案内容によるが、任意事業の適用となると思われる。	
83	募集要項	14		利用料金で賅うべき費用等	事業者にて管理不可能な費用(廃棄物処理費のうち汚泥処分費、利用料金収受費等)の占める割合が高く、事業性確保が困難なため、現実的な利用料金の構成について提案、確認したい。	原案のとおりとする。	
84	募集要項	15		利用料金で賅うべき費用等改築に係る費用の総額(上限)	改築に係わる費用の総額は57.91億円を上限と設定されています。この金額は、貴市で実施したストックマネジメント(開示資料No.231~235)に基づき設定されている理解です。機械工事費は、市場見積もりの最低金額を採用し、さらにコンセッションにより期待される圧縮を見込んでいると考えます。市場最低価格のメーカーが20年間価格を担保することは不可能としますので、中央値の採用をご検討ください。予定した工事金額での施工が難しい状況が想定されます。	原案のとおりとする。	
85	募集要項	15		改築に係る費用の総額(上限)	貴市で実施したストックマネジメント(開示資料No.231~235)において、機械工事に伴う電気工事費は、機械工事費の0.4倍で設定されています。電気工事は採用する機械メーカーに依らず数量が変わらない為、詳細設計の結果、予算が不足することが懸念されます。詳細設計を見越した予算の設定、もしくは機械工事見積中央値の採用をご検討ください。	原案のとおりとする。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
86	実施契約書(案)	23	第46条4(2),(3)	臨時利用料金の改定	利用料金設定割合の臨時改定の協議方法は、提案によって定めるものとしています。 総事業は様々な費目の積み上げにより成り立っており、市場物価変動に合わせて、収支を安定化させるためには、当費目構成に基づく利用料金改定協議が必要です。 単一の指数と閾値による臨時協議の設定ではなく、総事業費における各費目で重み付けした数式の採用を可能としてください。	事業者からの提案により、その考え方の妥当性が確認でき、審議会にて評価された提案は、採用可能である。	
87	実施契約書(案)	22	第46条3	利用料金設定割合の定期改定	利用料金設定割合の定期改定は、“貴市の財政状況”と“市場の経済動向”を考慮して、貴市と協議するとあります。事業期間中の収支の安定化には、市場物価と連動した利用料金収入が必要です。 利用料金改定数式の採用をご検討ください。 協議のみで変更可能性が不明瞭である場合、事業リスクが定量化できず、事業収支が棄損するおそれがあります。	実施契約書(案)第46条第3項に規定する改定提案の条件として、改定数式を提案することは可能であり、利用料金算定数式の採用については、競争的対話に係る回答No.(4)を参照すること。	実施契約書(案)第46条第3項に規定する改定提案の条件として、改定数式を提案することは可能であり、利用料金算定数式の採用については、本回答の回答No.86を参照すること。
88	実施契約書(案)	22	第46条3	使用料等及び利用料金設定割合の改定	実施契約書(案)質問No.117の回答には、協議において、市及び運営権者は対等と考えるとの回答を頂いています。 本項において、利用料金割合設定の変更協議には、市の財政状況を勘案するとありますが、運営権者の収益性については言及されていません。 実施契約書(案)質問No.144の回答には、運営権者の事業継続に必要な収益性を考慮するとあります。 市と運営権者が対等であるならば、実施契約書本項に市の財政状況の他、運営権者の事業継続に必要な収益性も考慮することを明記ください。	第46条第3項において、前項に規定する場合には運営権者の収益に影響がでるため、本項において運営権者が市に改定を提案するものと考えており、運営権者の収益性にも考慮することになると考えている。 実施契約書(案)の修正を検討する。	
89	実施契約書(案)	23	第46条6	利用料金設定割合改定協議不成立の場合の対応	利用料金設定割合の協議が2カ月以内に合意に至らなかった場合、市の決定に従って利用料金が改定されることになっています。 第46条3に定めるとおり、利用料金改定の程度については、数式などで定量化されていません。 数式の採用ができない場合は、市場環境に合わせて適切に利用料金改定するため、第92条で規定する協議会にて調整を行うようご検討ください。 それも難しい場合、運営権者の事業終了をご了承ください。	利用料金改定の基準は、事業者の提案により第46条第4項で定めるものであり、数式の採用については、競争的対話に係る回答No.(4)を参照すること。 実施契約書(案)第92条に基づく三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業協議会の権限の範囲内であれば、同協議会による調整を妨げるものではなく、意見として承る。	利用料金改定の基準は、事業者の提案により第46条第4項で定めるものであり、数式の採用については、本回答の回答No.86を参照すること。 実施契約書(案)第92条に基づく三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業協議会の権限の範囲内であれば、同協議会による調整を妨げるものではなく、意見として承る。
90	別紙 提案書2			収支計画書	財務三表には、事業1年目からの記入欄がありません。しかしながら、事業開始前から、事業準備の費用が発生します。事業0年目の設定をご検討ください。 また、任意事業は独立採算であるから、主たる事業の収支とは別に設定したほうが良いと考えられます。	既に「別紙 提案書2 収支計画案 作成に係る確認表」にて、措置について回答しているので当該回答に則した対応を求める。 なお、任意事業の記載箇所については、改める方向で検討を行う。	
91	要求水準書(案)	44		管路維持管理に関する事項 マンホールポンプ点検数量	表7-1に、マンホールポンプ巡視点検は各箇所毎月、機器点検は各箇所年2回の頻度が規定されています。この頻度自体も見直しが可能です。 各点検の考え方についてご教示ください。吊上点検を前提とすると、交通整理やガードマンが必要となり、相当の費用が必要となり、高頻度実施は現実的ではありません。 過去の実績を参考に教示願います。 また、点検の最適化のため、下記の情報をご提供下さい。 ①各マンホールポンプの積算運転時間、積算運転回数など稼働実績情報 ②各マンホールポンプ・制御盤の整備実績、点検記録、故障・修理実績 ③緊急対応実績とその記録 ④顕在化しているトラブル情報(故障中・停止中等)	表7-1のマンホールポンプ巡視点検、機器点検の頻度及び方法については、見直しは可能である。 また、左記の①及び②については、開示資料No.226～228を参照すること。 ③及び④については、令和4年2月24日に開示資料へ追加した。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
92	実施契約書(案)	4	第10条2	管路維持管理に関する事項 マンホールポンプ点 検数量 本事業開始前に行う 改築工事	本事業開始前に貴市が行う改築工事が、事業開始時までに完了しないことにより、運営権者に費用増加又は損害が生じた場合であっても市は、市の帰すべき事由である場合を除き責任を負わないとあります。 運営権者に責任がある場合を除き、貴市でご負担いただくよう変更ください。	原案のとおりとする。 市の帰すべき事由である場合、市が責任を負う。 なお、本条にかかる市の負担すべき責任に相当するかについて疑義が生じた場合には、市は協議に応じるものとする。	
93	実施契約書(案)	17	第34条	長期改築実施覚書 中期改築実施覚書 年度改築実施覚書	長期改築実施覚書、中期改築実施覚書、年度改築実施覚書のそれぞれの関係性についてご教示ください。事業開始時に提案書内容に基づいて長期改築実施覚書を締結しますが、5年ごとの計画支援業務を経て改築計画が策定されて、新たに中期改築実施覚書が締結されます。20年の事業期間において、最適な改築計画は変化する可能性があります。長期改築実施覚書の内容と中期改築実施覚書の内容が異なる可能性があります。その場合は、どのように整理されますか。長期改築実施覚書にて各工事期間毎(5カ年毎)の予算上限を設定するものとし、工事内容は中期改築実施覚書において最適なものに調整する理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。 また、中期改築実施覚書の内容(改築に係る業務に要する費用)と、年度改築実施覚書も変化する可能性はあり、そのような場合は、年度改築実施覚書に記載する出来高とともに整理する。	
94	実施契約書(案)	18	第38条2	単年度対象改築業務に係る増加費用(予見不可能な事由)	年度改築実施覚書の締結後に予見不可能な事由による現場条件の変更で費用増加が生じた場合は、市と協議の上で、単年度改築業務の内容を変更し、当該年度改築実施覚書および関連する中期改築実施覚書を変更するものとあります。 原則、中期改築計画に定める改築費の中で、単年度工事範囲を調整するものと考えますが、当初提案時から著しく工事費用が増加した場合、更新可能範囲が限られ、事業終了後の設備の健全度が維持できなくなる可能性があります。 内容によって、改築工事費の協議が可能なものとしてください。	第38条第2項は「年度改築実施覚書の締結後に」は、「長期改築実施覚書の締結後に」と修正済み。 なお、「当初提案時から著しく工事費が増加した場合」について、物価の著しい上昇によるものであれば、第38条第5項により、長期改築実施覚書の締結段階では予見できなかった事由による現場条件の変更「起因する」単年度工事範囲が変わる場合」については、第38条第2項により対応する。	
95	実施契約書(案)	18	第38条2	単年度対象改築業務に係る増加費用(予見不可能な事由)	本項は、年度改築実施覚書締結後の事象について規定しています。しかしながら、年度改築実施覚書以前であっても、予見不可能な事由で、改築費が増加する可能性があります。 実施契約書(案)第33条に定める計画支援業務のなかで、提案時に予見不可能であった事由が生じ、「長期改築実施覚書に定める工事内容」から「中期改築実施覚書の工事内容」に変更が生じる可能性があります。この変更による費用増加については、協議が可能なものとしてください。 予見不可能であった現場条件の変更で中長期的な改築費が増大しても予算が変更できない場合、事業期間の改築対象範囲が制限され、事業終了時の設備の健全度が維持できないおそれがあります。	「年度改築実施覚書の締結後に」から、「長期改築実施覚書の締結後に」と実施契約書(案)を修正済み。 競争的対話に係る回答No.(12)を参照すること。	「年度改築実施覚書の締結後に」から、「長期改築実施覚書の締結後に」と実施契約書(案)を修正済み。 本回答の回答No.94を参照すること。
96	実施契約書(案)	19	第38条5	単年度対象改築業務に係る増加費用(著しい物価上昇)	本項は、年度改築実施覚書締結後の事象について規定しています。しかしながら、年度改築実施覚書以前であっても、著しい物価上昇により長期改築実施覚書に定める全事業期間に亘る改築費が著しく増加することが想定されます。 例えば、事業20年目の工事については、事業開始から年度改築実施覚書が締結されるまでの19年間の物価インフレーションが考慮されません。 当該期間の物価上昇についても、協議が可能なものとしてください。	「年度改築実施覚書の締結後に」から、「長期改築実施覚書の締結後に」と実施契約書(案)を修正済み。 競争的対話に係る回答No.(12)を参照すること。	「年度改築実施覚書の締結後に」から、「長期改築実施覚書の締結後に」と実施契約書(案)を修正済み。 本回答の回答No.94を参照すること。
97	実施契約書(案)	17	第34条	長期改築実施覚書	貴市の改築計画において、事業終了時の前後に亘って継続する改築工事があります。 同様の工事を提案した場合、長期改築実施覚書における総工事費は当該年度の出来高分までとすることをご確認ください。	【要求水準書P.66表B4-3】に示す「汚泥処理設備活性炭吸着塔ユニット」及び「No.1し渣脱水機ユニット(ポンプ場)」については、本事業最終年度となる2042年度に改築工事を完了させることを想定している。 なお、【様式31収支計画(詳細)(7)改築費削減額(自動計算)】に示す「各種改築工事基準価格」及び「予定価格」は、上記の考え方が反映されていなかったため、修正の上、再公表する予定である。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
98	実施契約書(案)	10	第23条	市が実施する工事	<p>公益上必要と判断される工事について、市は運営権者と協議の上で実施するとあります。</p> <p>実施契約書(案)質問No.50の回答では、本件による運営権者の費用増加は無いように運営権者と協議するとされました。この場合、運営権者の費用増加よりも公益上の価値が大きい場合でさえ、実施されないとして理解してよろしいでしょうか。</p> <p>実施される場合は、公益上の価値の範囲で、運営権者の費用負担増加を貴市で負担いただくようご検討ください。</p> <p>また、協議が整わなかった場合は、第92条で規定する協議会での紛争解決をするものと理解します。</p>	<p>前段:運営権設定対象施設における公益上必要と判断される工事は、例えば、耐震補強工事等を想定しており、運営権者が行う工事と市が行う耐震補強工事等が輻輳しないよう、施工時期・範囲等について、協議を行うものである。そのため、費用増加を勧告し、当該工事の実施可否を判断するものではない。</p> <p>中段:改築に係る費用は、市で負担する。維持管理運営に係る費用については、利用料金改定の協議(第46条第5項)により対応する。</p> <p>後段:実施契約書(案)第92条に基づく三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業協議会の権限の範囲内であれば、同協議会による調整を妨げるものではない。</p>	
99	要求水準書(案)	23		包括的単価個別合意方式	<p>運営権者は、総価契約単価合意方式の範囲であれば、施工資格を満たす任意の施工実施企業と制約なく契約を締結できるものと理解します。</p> <p>このとき、包括的単価個別合意方式では、SPC(運営権者)が実施させた詳細設計における設計金額(提案時価格に準ずる)よりも、工事請負価格が安価であることにより、施工業者が提出する工事代金内訳書の妥当性を確認します。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>本事業に係る業務を第三者へ委託する場合は、実施契約書(案)第24条第1項(2)に定めるとおり、市の事前承諾を得ること。</p>	
100	実施契約書(案)	25	第51条3	法令等変更時の事業継続措置	<p>法令等の変更により本事業の実施が困難となった場合、運営権者は、その対応方針を市へ通知して、実施契約書や要求水準書の変更を協議するものとしています。</p> <p>しかしながら、60日以内に協議が合意に至らなかった場合は、運営権者は市の通知する対応方針に従わなければならないとあります。</p> <p>市の通知する対応方針により著しく事業費が増大し、事業が棄損するおそれがあります。第92条で規定する協議会にて調整を行うよう、ご検討ください。</p> <p>また、協議会の開催に必要な日数が不明であるため、協議会開催が発議されてから紛争解決が完了するまでの期間は、上記の60日に含まれないものとしてください。</p> <p>紛争が解決されるまで、市の方針は通知されないものとしてください。</p>	<p>前段:実施契約書(案)第92条に基づく三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業協議会の権限の範囲内であれば、同協議会による調整を妨げるものではなく、意見として承る。</p> <p>後段:競争的対話に係る回答No.(19)を参照すること。</p>	<p>前段:実施契約書(案)第92条に基づく三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業協議会の権限の範囲内であれば、同協議会による調整を妨げるものではなく、意見として承る。</p> <p>後段:本回答の回答No.101の後段を参照すること。</p>
101	実施契約書(案)	43	第92条	協議会の設置	<p>本実施契約書に定める各種協議の紛争解決は、本項で設置する協議会の権限の範囲で調整することを妨げないと、複数箇所、質問回答されています。</p> <p>しかしながら、実施契約書(案)質問No.256の回答において、協議会の詳細は運営権者との協議により定めるとされており、まだ不明です。</p> <p>少なくとも、契約書に記載される協議の解決が、本協議会の権限の範囲内であり、本協議会で調整可能であることをご確認ください。</p> <p>また、本協議会に掛かる日数は、市が方針を通知するまでの期間に含まれないものとしてください。紛争解決が完了する前に、一方的に方針が市から通知されることの無いようお願いします。</p>	<p>前段:承知した。</p> <p>後段:協議会の詳細については、運営権者との協議のうえ定めるが、協議会の開催期間を市が対応方法を通知するまでの60日から除くと、協議会における迅速に審理する動機が失われるため、現段階では、除くことは考えていない。但し、協議会からの回答が60日では得られない等の場合が生じる可能性もあることから、ご意見として承り、検討する。</p>	
102	実施契約書(案)別紙2-2物品譲渡契約書	57	第7条	譲渡品の危険負担	<p>譲受人の所有権移転時期は事業開始時である一方、危険負担は所有権の移転にかかわらず、別紙2-2契約締結から譲受人に寄せられています。</p> <p>実施契約書(案)質問No.274の回答で、契約後から事業開始日までの譲渡品の滅失、毀損は譲受人が原因者に請求するとありますが、事業開始前に譲渡品の状況を確認することができないため、これらの滅失、毀損の原因者を特定できません。</p> <p>事業者による危険負担の開始は、事業開始時に譲渡品の損耗状況を確認の上で実施するものとしてください。</p>	<p>原案のとおりとする。</p> <p>別紙2-2の第7条に記載の危険負担について、譲渡人に帰すべき事由以外の滅失、毀損は、譲受人が原因者に請求する。なお、原因者の特定は、市も協力する。</p>	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
103	要求水準書(案)	13 14		管路施設の点検調査、修繕改築の数量及び種別の変更について	管路施設の性能を確保するにあたり、点検調査、修繕改築等(腐食環境下の点検は除く)の数量及び種別を変更しても良いでしょうか。また「各種計画支援に係る費用」「改築に係る費用」は要求水準書の予定数量から増減する場合は金額の変更はありますか。	「管路施設の性能を確保するにあたり、点検調査、修繕改築等(腐食環境下の点検は除く)の数量及び種別」については、「約」と書いているとおり、実態に応じ変更しても問題ない。ただし、実態と照らし合わせ必要と認められた場合は、表3-2の全体実施数量を大きく超過しない限り本事業の範囲として行うこと。表3-2に記載の数量を大きく超過する場合には、別途協議とする。	
104	要求水準書(案)	17		汚泥搬出時間について	汚泥の運搬を午前4時から午前5時までに行うことについて、要求水準書(案)質問No.78の回答において、道路が狭いことによる地元事業者等への配慮、地元農家の作業等に配慮していることは理解しました。地元農家の作業の支障とならない時間帯、例えば日没後、日の出前等であれば可能と思われますが、変更は可能でしょうか。	地元及び受け入れ先と調整がつけば、変更に当たっての支障は無いと考える。	
105	要求水準書(案)	17		汚水処理運転について	「全窒素、全燐の除去については、標準活性汚泥法による処理だけでは困難が予想される」とありますが、現状ではどのような運転を行っているのかご教示下さい。また、放流水の全窒素、全燐については、「測定装置で常時計測しているものの、放流水質が基準値を満足している・していないの判断は水質試験で実施する分析結果による」と理解して良いでしょうか。本件は要求水準書(案)質問No.68にて「薬品添加及び処理方法の工夫により対応」とご回答頂いておりますが、運転管理手法の検討ならびに費用算出のため詳しくお聞かせ下さい。	測定装置をもとに放流水質基準を満足しているか確認を図っている。ただし、測定装置の校正誤差などもあり得ることから、当該時の放流水に対し水質試験を行った場合には、この結果により適否を判断することは問題ない。	
106	実施契約書(案)	24	第49条	流入水量又は流入水質の変動	「流入水量が著しく変動した場合」の基準につき明示ください。実施契約書(案)質問No.152にて、過去の流入水量の実績をもとに判断するとご回答頂いておりますが、例えば「過去5年間の最大流入水量を超過した場合」等の具体的な基準のご提示をお願いします。	令和2年度よりマンホール蓋を更新しており、不明水量は減少傾向にあるものと考えている。 「著しく」について、過年度最大値を用いて定量的な数値を設定することも一案であるが、過去の流入実績を踏まえ、「著しく」に該当するかどうかは、事業者と協議の上、著しく増加したと市が認める場合に、都度判断する。	
107	実施契約書(案)	12	第28条	市による工事	市は、運営権者と協議の上で本事業に関連する施設の改築工事を行うことができるとあります。しかしながら、30日の協議を経ても合意されない場合にも、市の通知により改築工事が可能である建付けになっているため、協議が合理的に機能しません。施設の改築工事の結果、設備の維持管理などに影響し、事業費が増加することが懸念されます。合意に至らなかった場合は、第92条で規定する協議会による解決および調整をするものとしてください。 協議会の権限の範囲に、当該事象が含まれることをご確認ください。	前段:実施契約書(案)第92条に基づく三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業協議会の権限の範囲内であれば、同協議会による調整を妨げるものではない。 後段:当該協議会の詳細については、運営権者との協議のうえ定めるが、競争的対話に係る回答No.(19)後段を参照。	前段:実施契約書(案)第92条に基づく三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業協議会の権限の範囲内であれば、同協議会による調整を妨げるものではない。 後段:当該協議会の詳細については、運営権者との協議のうえ定めるが、本回答の回答No.101の後段を参照。
108	実施契約書(案)	12	第28条	市による工事	市は運営権者と協議の上で、本施設に係わる工事を行うことができるとあります。実施契約書(案)質問No.66において、“協議が整わなかった場合、協議会で紛争解決するよう”申し入れています。が、“要求水準の変更は想定しておらず、運営権者と合意できない工事は想定していない”という趣旨の回答がされています。運営権者と合意することが前提として考えられているのであれば、実施契約書の“要求水準は変更されたとみなし、運営権者は、当該変更後の要求水準を遵守するものとする”は削除ください。	原案のとおりとする。	
109	様式集及び記載要領	56	様式24	現在市が想定しているダウンサイジングの考え方	市が想定しているダウンサイジングは2042年以降の内容も記載しています。本提案においては、事業期間中における設備のダウンサイジングと最適化までを検討するものと理解します。ダウンサイジングの実施可否は、流入水量の減少などの不確実な将来予測に基づく前提条件次第であるため、条件付きの実施検討になると理解しています。	左記、認識のとおりで問題ない。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
110	実施契約書(案)	19 26	第38条4 第54条	増改築工事における不可抗力による増 加費用	第54条に対し、実施契約書(案)質問No.199にて、公共土木施設災害 復旧事業費国庫負担法第6条第1項の第8号の除外を申し入れました。 これは、不可抗力であっても増改築工事が該当する可能性がある ためです。本件は「No.195を参照すること」と回答頂いており、そこでは 増改築工事はこの8号により適用除外とし、運営権者の負担とすること とあります。 一方、第38条4(単年度改築工事の不可抗力を規定)ではこの8号は除 外されており、実質的に増改築工事における不可抗力損害は公共負 担と考えられます。 増改築工事については、通常の公共工事、下水道PPP案件と同様に 第38条4が優先して判断されると理解しております。	実施契約書(案)に関する質問回答No.199を、以下のとおり り、改める。 「同法第6条第1項(ただし、同項第4号及び第5号を除く。) に該当する場合は、運営権者の負担となる。増改築工事 について同法第6条第1項第8号により公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法の適用除外であるものの、第38条第 4項に基づき、市運営権者の負担とする。」	
111	募集要項	44		地域貢献事業 全般 公有財産貸付または 使用料について	事業用地をイベント開催や施設見学、研究フィールドとして地域貢献に 使用する場合、公共財産使用料は発生しないとの認識で良いか確認 したい。また、市から研究フィールド等として施設使用依頼がある場合 の運営権者の協力範囲は、主たる事業に影響ない範囲との理解で良 いか確認したい。	前段:目的外使用の目的に関わらず、使用料の減免は無 い。なお、施設見学については、目的外使用料は発生しな い。 後段:現時点で市から本事業用地を研究フィールドとして利 用する予定はない。	
112	募集要項等に関 する個別対話の議 題への回答	9/24	No.9	任意事業 全般 履行義務について	環境変化や条件変更等により、任意事業を中止もしくは内容変更した 際のペナルティは、設備投資を行っているため新たな金銭的ペナル ティは課さないとの理解で良いか確認したい。また、設備投資を行って いる、いないに関わらず、市場環境の変化等により事業開始が困難と 判断した場合、市と協議できるとの認識で良いか確認したい。	任意事業は、モニタリング基本計画書(案)に示すとおり、モニ タリングの対象となる。なお、モニタリング項目、頻度は応 募者の提案に基づき設定するものとしており、その内容を 基にしたモニタリングの結果、違反が生じた場合は措置の 対象となる。なお、任意事業は、様式28に示すとおり「実施 期間制約付き事業」、「実施後の撤退、時世を見計らったの 同等事業への転換が図られる事業」に分けた提案を求めて おり、後者であれば撤退、時世を見計らったの同等事業へ の転換は可能である。	
113	募集要項	9		任意事業 全般 附帯事業との区別	附帯提案事業を実施する土地のデッドスペースを有効活用して任意事 業を行う場合、公共財産使用料は発生しないとの理解で良いか確認し たい。	下水道敷地内における任意事業はについて、三浦市行政 財産の目的外使用に係る使用料に関する条例に基づき、 公有財産貸付料は発生する。	
114	募集要項	9		任意事業 全般 主たる事業との区別	既存の駐車場を休日など主たる事業に影響しない範囲で任意事業の 事業者が一時的に使用する場合は、公共財産使用料は発生しないとの 理解で良いか確認したい。	任意事業で使用する場合は、三浦市行政財産の目的外使 用に係る使用料に関する条例に基づき、使用した日数に応 じた公共財産使用料が発生する。	
115	募集要項	9		任意事業 全般 課税対象について	事業用地内に新たな施設を建築した場合、固定資産税の課税対象と なると考えられるため、公共財産使用料の減免を協議したい。	土地使用料は、任意事業を実施する際に、三浦市行政財 産の目的外使用に係る使用料に関する条例に基づき、公 有地を使用するために支払われるものであるため、減免は 行わない。	
116	要求水準書(案)	13 14		管路施設の調査、改 築費用について	管路施設の改築計画の実施数量の内訳については別紙4と記載があり ますが、取付管の調査、改築工事については国費対象と認識して宜 しいでしょうか。 (書面回答をお願いします)	取付管・管路の調査及び取付管・管路の改築工事について は、その経過年数等に応じて、国費対象になると考えてい る。 但し、一部対象外のものもあるので留意すること。	
117	要求水準書(案)	19		事業終了時の健全 度について	個別対話の議題への回答No.39より、健全度2.0以下としてはならない 対象設備は、「状態監視保全及び時間計画保全又はこれらの代替と なるもの」と理解しておりますが、保全区分を運営開始後に見直すこと は差し支えないでしょうか。 (書面回答をお願いします)	合理的な説明がなされ、設備全体への影響がないと考えら れる範囲において、保全区分を見直すことは差し支えない。	
118	要求水準書(案)	32		周辺環境の保全	要求水準書(案)質問No.180にて「修景護岸部の異常発見時の対応及 び異常の未然防止対策については、本事業の範囲内とし、運営権者 が実施」との回答を頂いております。異常発見時は、初動対応のみが 運営権者の範囲であり、その後の対策は範囲外と理解して良いでし ょうか。 (書面回答をお願いします)	下水道事業に係るものについては、その後の対策も含め業 務の範疇となる。	

No.	項目	頁	対象箇所	議題	確認内容	3月28日回答	3月29日以降回答修正
119	実施契約書(案)	4	第10条	本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等	市による改築更新事業が、事業開始時までストックマネジメント計画に従った内容まで及ばない場合、未実施分の更新費用の全てまたは一部を市から支出して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。(書面回答をお願いします)	未実施分の更新費用の全て又は一部については、市の支出において、市が行う。	
120	要求水準書(案)	26		改築工事に関する安全性の確保	要求水準書(案)質問No.154-157の回答において、更新機器の荷重が既設を超える場合の構造計算および躯体の補強は貴市の負担で実施すると回答されています。例えば、附帯事業等で新たな設備を導入する場合、それに伴う建屋構造計算や躯体補強工事は貴市の負担で行われる理解で良いでしょうか。附帯事業は原則的に事業のLCC縮減を目的に実施されることから、貴市の負担となる躯体改造費もLCC計算に含まれる理解です。その場合、提案書においてどのように市の躯体改造費を考慮すべきかご教示ください。(書面回答をお願いします)	附帯提案事業については、応募者からの提案に基づき行われるものであり、運営に当たり必ずしも必要となるものではないことから、これに係る躯体改造費については、附帯提案事業そのもの一部として計上すべきものとなる。市が負担する躯体補強はあくまで主たる業務に係るものであるが、更新にあたっては、加重増加を見込んでいない。但し、市は不必要な過重負荷に伴う躯体補強を無条件に許可するものではなく、導入する機器の適性について協議またはその他書面等の確認により、合理性が認められる場合、市の負担を前提とするものである。	
121	募集要項	39		地域貢献事業全般 施設見学者対応	平成28年度地元小学生受け入れ時の人数、移動手段についてご教示頂きたい。またその際に受け入れ側の問題点等が発生していた場合はその内容についてご教示頂きたい。(書面回答をお願いします)	数十名程度、学校側が移動手段を準備し、受け入れたものの。問題点等は発生していない。	
122	募集要項	44		任意事業全般 公有財産貸付または使用料について	募集要項質問No.161の回答に関し、使用目的に応じ、現在の地目を変更する必要があるか確認したい。(書面回答をお願いします)	募集要項P40の別紙1-4に示す任意事業の対象地の地目は、次のとおりである。 ①、②、③：雑種地 ④：山林 なお、使用目的に応じた施設が設置できる地目であるかは、土地を管轄する法務局等に確認すること。	
123	募集要項	39		任意事業全般 事業用地へのアクセスについて	任意事業に伴う山側ルートの車両制限や通行時間制限について確認したい。また、任意事業の設備搬入を行う工事車両の海側ルート使用可否および工事車両の制限等について確認したい。(書面回答をお願いします)	山側ルートは汚泥搬出時のみ、地元農家の作業があるため、午前4時から午前5時までに汚泥の搬出を行うこととしている。その他大型車両通行時等、関係者と調整が必要な場合がある。原則、海側ルートは使用できない。工事車両の通行については、都度協議となる。	
124	募集要項	9		任意事業全般 独立採算任意事業	任意事業は独立採算であるが、資金調達にあたり、株主からの出資についても分割する等の処置が必要か確認したい。(書面回答をお願いします)	同一のSPC内で収支が区分されていればよい。	
125	募集要項	9		任意事業全般 監理体制	任意事業の監理について、常駐・非常駐の制限はないものとの理解でよいか確認したい。(書面回答をお願いします)	左記認識のとおりで問題ない。	